

かいつぶり
エッセイ
VOL.49

守山市市長 もり なか たか ふみ 森中 高史さん

今年2月20日から守山市長に就任した森中です。私は東京都の小金井市というベッドタウンで育ち、総務省という役所に就職してからは、国と地方自治体出向とを繰り返す中で仕事をしてきました。この間、9つの市と区に住んできましたが、守山市が一番住みやすいと感じ、守山のまちづくりをしたい!と決意して、家族(妻と息子1人)で守山に移ってきました。

ところで、「住みやすい」とは何なのでしょう?もちろん、感じ方は人それぞれですが、利便性(京都・大阪に近い、医療・教育・子育て環境の充実、安全・安心等)と自然環境(琵琶湖や野洲川、ホテルがまちじゅうに飛び交う、豊かな田園)のバランスが良い、ということが挙げられます。しかし、利便性と自然環境のバランスだけでは、小金井市も便利で豊かな自然が残るまちでした。

それでは、守山は何が違ったのでしょうか?私は、守山は地域の絆が強く、まちを良くしたい!と思う市民の皆さんの活動が活発で、まちづくりを他人に任せず「自分ごと」と思う市民や団体が多いと感じ、守山で皆さんと一緒にまちづくりをしたい、と思うようになったのです。

地域の絆が大切なのは、障害福祉の分野においても、もちろん同様です。日々の生活で安心感や生きがいを得て、一人ひとりの暮らしと生きがいを共に作り、高め合う「共生社会」の構築を目指し、現在、「もりやま障害福祉プラン2021」の次期プランの策定を進めているところです。当事者団体様や障害福祉サービス事業所様など、多くの関係者の皆さまのお声を聞かせていただく中、現行プランの成果・課題の検証や、新たに生じた課題等を踏まえ、より実態に即したプランとなるよう鋭意策定に努めてまいります。

最後に、8月14日より、木のぬくもりが感じられる新庁舎「つなぐ守の舎(もりのや)」が開庁しました。窓口のスマート化による市民サービスの向上やバリアフリー設備の設置等、誰もが安心して利用できる新庁舎です。カフェや多目的ホールもありますので、是非、お気軽に市役所をご訪問ください。

KSKP
No.113

題字
酒井雄哉大阿闍梨

かいつぶり
通信

エッセイストプロフィール

守山市市長
森中 高史(もりなか たかふみ)さん

昭和54年8月10日生 / 守山市吉身在任
<好きなもの>

- ・県内巡り
(守山市・滋賀県庁出向中は市内・県内を隈なく巡る)
- ・身体を動かすこと
(ジョギング、サイクリング、バドミントン)

<座右の銘>

「信なくば立たず、箸よく盤水を回す」



CONTENTS

2 特集●シリーズI
成年後見人制度を
「正しく使う!楽しく使う!」
その1 / 「正しく知っていますか?成年後見人制度について」
その2 / 障がい児の親と専門家の立場として聞く

5 特集●レポート
「豊かさとは何かーお金の使い方ー」講演レポート

6 インフォメーション
●第66回滋賀県肢体不自由児者福祉大会 ●第57回近畿福祉大会
●第56回全国大会 第53回中国四国ブロック大会 ●第57回近畿福祉大会
●令和5年度近畿ブロック地域指導者セミナー
Dr.植松のQ&A 今なぜ「RSウイルス感染症」と「ヘルパンギーナ」が大流行しているのでしょうか?

7 NEWS
第56回 全国肢体不自由児者父母の会連合会全国大会 &
第53回 中国四国肢体不自由児者父母の会連合会岡山大会の報告
縁の下の力持ちさん

8 4コマ漫画で見る 障害者権利条約ってなに?
<第24条 教育>「叶えられると信じています!」

施設のなかの
ぴかっとアート!



らいおん
湖北ホームタウンの
いしかわさんの作品

1984年 8月20日 第三種郵便物承認 毎月(1・2・3・4・5・6の日)発行 発行人 関西障害者定期刊行物協会 大阪市天王寺区真田山町2-2 東興ビル4F 定価1000円

特集
シリーズI
その1

成年後見人制度を 「正しく使う! 楽しく使う!」

「正しく知っていますか? 成年後見人制度について」

2000年にスタートした成年後見制度は判断能力が不十分な人に代わって財産管理や福祉サービスの契約などを支援することを目的としていますが、手続きの面や後見人への報酬を要する点など、時間的・コスト的な問題が従来より指摘され改正の動きがあります。

障がい児を抱える親にとっても、成年後見制度は大変重要な支援制度です。改正される動向に合わせ、かいつぶり通信では3回シリーズ特集で成年後見制度について取り上げ、障がい児を抱える親目線で何が問題なのかを考えていきます。

まず1回目は現状の成年後見制度の内容について、改めてどんな制度なのか? 成年後見人の役割や手続きの流れを拾い出してみます。



成年後見制度とは、どんな制度?

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度には、大きく分けると、**法定後見制度**と**任意後見制度**の2つの制度があります。



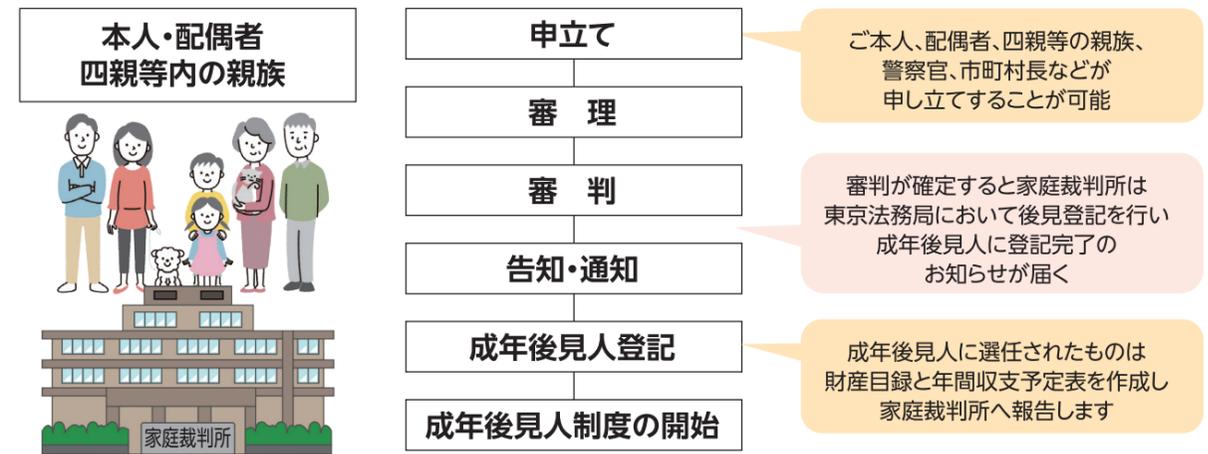
この制度を利用するには家庭裁判所への申請が必要です。家庭裁判所によって選任された支援者を**成年後見人**といいます。成年後見人は本人の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって財産の管理をして、さまざまな契約や手続きを行います。

法定後見制度と任意後見制度の違いは?

法定後見制度	任意後見制度
本人の判断能力が不十分な人に対する制度です。判断能力の程度により、「後見」「保佐」「補助」の3つに区分けされています。	判断能力がある人のための制度です。判断能力の低下に備え、支援者や支援内容を自分自身で決めることができます。
判断の能力の程度	判断能力 はある
常に判断能力が欠けている	判断能力が著しく不十分
判断能力が不十分	
家庭裁判所の審判	契約
成年後見人	任意後見人
すべての法律行為を行えます。	本人の判断能力が不十分になってから、任意後見監督人の監督のもと、本人との契約で定めた行為を行います。
保佐人	
基本的に法律上に定められた重要な行為の同意見が付与されます。	
補助人	
申立ての範囲内で、家庭裁判所が定める法律行為を行えます。	

★**法定後見制度**は現在、判断能力が不十分であると見なされた人が利用することができるのに対し、**任意後見制度**では、現時点では問題ないが、将来、認知症などで判断力が衰えたときのことを不安に感じる人が、自ら支援者と支援内容をあらかじめ決めておくことができる制度です。また、法定後見制度では、家庭裁判所が個々の事案に応じて成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)を選任し、その権限も基本的に法律で定められているのに対し、任意後見制度では、本人が任意後見人となる方やその権限を自分で決めることができるという違いがあります。

成年後見制度利用までの流れは? [※法定後見のケース]



◆ 法定後見制度利用に関するQ&A

Q 成年後見人等の役割は何ですか?

成年後見人等は、本人の生活・医療・介護・福祉など、本人の身のまわりの事柄にも目を配りながら本人を保護・支援します。具体的には、本人の不動産や預貯金などの財産を管理したり、本人の希望や体の状態、生活の様子等を考慮して、必要な福祉サービスや医療費を受けられるよう、介護契約の締結や医療費の支払などを行ったりします。もっとも、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人等の職務ではありません。

Q 成年後見人等の費用はどのくらいかかりますか?

法定後見制度の場合、必要書類や印紙代に1~2万円程度、判断能力の鑑定料に5~10万円程度の費用がかかります。また法定後見制度の成年後見人などの報酬は、家庭裁判所が決定します。

Q 成年後見人等には、どのような人が選ばれるのでしょうか?

家庭裁判所がもっとも適任だと判断して選任した人が、成年後見人等を務めます。多くの場合、配偶者や子どもなどの親族が選ばれますが、司法書士・弁護士・社会福祉士などの専門家や、福祉関係の公益法人が選ばれることもあります。また、複数人が選任されることもあります。

成年後見制度と日常生活自立支援事業の違いは?

日常生活自立支援事業は、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭等の管理に限定していることに対して、成年後見制度は、日常的な金銭に留まらないすべての財産管理や福祉施設の入退所など生活全般の支援(身上監護)に関する契約等の法律行為を援助することができます。両方の制度を併用する場合もあります。

	日常生活自立支援事業	成年後見制度
援助の内容	福祉サービスの利用援助や日常的な金銭等の管理に限定	日常的な金銭に留まらないすべての財産管理や身上監護(福祉施設の入退所など生活全般の支援等)に関する契約等の法律行為を援助(不動産の処分や管理、遺産分割、消費者トラブルの取消しなど)
判断能力	認知症などであっても契約の意味、内容を理解できる判断能力は必要	(法定後見)は不要
利用の意思	本人の意思でサービスを終了できる	(法定後見)は判断能力が回復しない限り、利用者が亡くなるまで任意にやめることは原則できない
費用	実施主体によって利用料が決まっている	本人の財産、後見人の業務内容によって家庭裁判所が後見人の報酬を決定

特集
シリーズI
その2

障がい児の親と専門家の立場として聞く

芳賀 久和 (はがひさかず) さん

【プロフィール】
1974年6月22日生まれ
京都市上京区在住(大阪市出身)
高校2年生の双子の息子が2人も、知的障害を伴う自閉症スペクトラム障害の重度と軽度。現在、主に障害をお持ちのお子さんがいらっしゃるファミリーの支援活動をしている。
・外資系金融機関ライフプランナー
・親なきあと「相談室」関西ネットワーク 相談員(金融・保険担当)
・一般社団法人 京生 理事(障がい者グループホーム)
・むくの木園「父の会」会長 etc



- 芳賀久和さんの講座内容
- 『親なきあとのお金のはなし』
- 『お金の残し方』
- 『成年後見制度について』
- 『生命保険と生命保険信託』
- 『遺言の必要性』
- 『グループホームについて』
- 『障がい者雇用と地域の取り組み(京都市)』
- 『発達障害って何?私思うこと』

障がい者ファミリーにおける親なきあとの課題

外資系の金融機関に所属しており、特に『親なきあとの』のお金の問題を専門にしています。

「どのように残し、そしてどのように管理していくか・・・」

大切なこととは感じながらも、なかなか考える機会のないこのテーマを、社会保障や社会資源(成年後見制度・遺言・障害年金・保険・信託etc)・就労・生活の場面を具体的にイメージしながら親の立場と支援者・専門化の立場でお伝えし、具体的な対策等ご提案致します!若い世代の親御さんたちはまだまだ先の話と先延ばしにしがちです。逆に高齢の親御さんには、こんなお話は、もっとも若い時に聞きたかったとおっしゃられます。障がいのある方々も以前と比べると長寿となり、ほとんどの場合、親が先に亡くなります。私どもは「親亡きあと」と表現せず「親なきあと」と表現するのは、親が生きていても子供の面倒をみれなくなった時が「親なきあと」と捉えているからです。私とお会いしたその時が「親なきあと」の準備を考え、一歩前に進んでいく最良の日と考えていただけるととても嬉しいです。

障がい児の親として思うこと

現在の障がい者ファミリーを取り巻く環境は、昔と比べるとかなり良くなってきたと感じます。これも先輩の親御さんやご家族をはじめ、周りの支援して頂く方々の尽力してきた長い歴史の結果だと思い、感謝の気持ちでいっぱいです。私たちの代は少し支援の輪が広がり、私のような

親の立場で活動できる人たちも増えてきました。多くの世代の同じような境遇の方々に活動を通じて、「恩送り」していけるようこれからも頑張っていきたいと思います。気軽の相談できる相談窓口が出来たと思っていたでれば良いかなと思います。

専門家・支援者として思うこと

親の立場を少し離れ、客観的にみて思うことは、とても仕方ないことだとは思いますが、親御さんが障害のあるお子さんの子離れができていないことが多いということです。子供さんたちの周りには今後、多くの支援者(相談支援員・グループホームのお世話人・ヘルパーさん・作業所のスタッフ・管理者さん・成年後見人さんなど)が関わってくれると思います。自分が元気な間は、親が面

倒を見てやりたいと思うし、それが子供のためだと思えます。ですが、どこかの時点で「親なきあと」が訪れるのであれば、出来れば親が元気なうちに、本当に信頼できる親族以外の他人に委ねていき、「親なきあと」に幸せに暮らせる環境づくりをしていくことが重要かと思えます。信頼できる他人を子供の周りにどれだけ残せるかが親の一番の役割だと考えています。

特集
レポート

2023年6月25日(日)に第66回滋賀県肢体不自由児者福祉大会が開催されました。シンポジウムのテーマは「どんな障害があっても豊かな生活を過ごすには」とし、第1部では「ICTを用いて生活を向上させるには」を理学療法士の高木篤さんに講演いただきました。

第2部では「豊かさとは何か—お金の使い方—」を彩社会福祉事務所代表の坂本彩さんにご講演いただきました。

今回は第2部の坂本彩さんの「豊かさとは何か—お金の使い方—」の講演をレポートします。

「豊かさとは何か—お金の使い方—」講演レポート

障害のある子どもが将来どれだけのお金が必要なのか、また今から出来ること、考えておかなければならないことを、具体的にお話いただきました。

<収入について考える>

☆障害基礎年金を受給できる方の場合
2023年の年金額 1級で月額 81,020 円 2 級で月額 64,816 円 (今だけ、年金生活者生活支援金というのが出ている。いつまでかはわからない。→1 級: 月額 6,425 円、2 級: 月額 5,140 円)
☆各種手当

住んでいる市町村によって額も制度も対象者も違いますので確認が必要 重度の障害のある人には特別障害者手当があります。(月額 27,980円) ←2023.4 月～金額(支給対象者には細かい規定があるので、お住まいの市町村でご確認が必要。)

☆そのほか 一般就労をしているのか、福祉施設に通っているのか 賃金を得ているのか、福祉施設の工賃収入なのか 不動産収入等がある。株の配当がある。

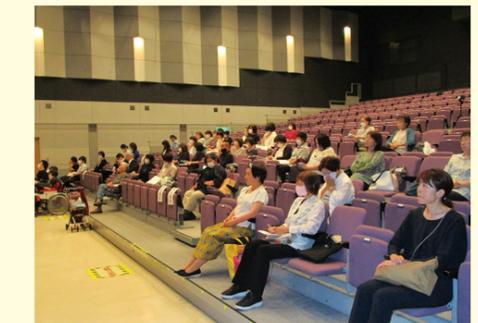
<支出について考える>

☆考えなければならない要素

「どこにすんでいるか」「誰とすんでいるか」「どんな暮らしがしたいか」「被服費」「食費」「住居費」「交通費」「遊興費」「通信費」(パソコンやスマホ)「季節ごとの買い物(例:衣類、布団、暖房器具等)」「大きなお金(家電の購入等)」「福祉サービスの自己負担分」「医療費はどれくらい考えればいいのか。」(持病がある場合とない場合で違う。住んでいる地域によって、持っている手帳によって、病気によって、助成の制度が違う。)」 「社会保険料」などを、各項目ごとに考えていきます。



▲坂本彩さんの講演風景



◀講演会会場の様子

★預貯金や資産がなくなれば生活保護を受けることができます。人間は何歳で死ぬかわかりません。50 歳くらいで亡くなるかもしれません。今の暮らしを切り詰めて貯金を残すより、今、元気な時に、暮らしを楽しむということも、人生を豊かに生きるためには大切です。ご家族が元気な時に一緒に食事に行ったり、旅行に行ったり楽しんでください。とご講演していただきました。

坂本様は後見人もされておりまして、成年後見制度のことも詳しく教えていただきました。

県肢連
関係

- 第66回滋賀県肢体不自由児者福祉大会
▶6月25日 会場/大津市生涯学習センター 総会併催
- 滋賀県庁へ要望書提出 7月24日
- 親子療育キャンプ 9月10日

全肢連
関係

- 第56回全国大会
第53回中国四国ブロック大会 岡山大会
▶8月4日~5日 会場/岡山コンベンションセンター
- 第57回近畿福祉大会 兵庫大会
▶10月14日 会場/アクリエひめじ
- 令和5年度近畿ブロック地域指導者セミナー
▶11月25日 会場/大阪ドーンセンター

来年開催
される予定の
行事

- 新年会 日時▶令和5年3月予定
- 第15回立命館守山中学校
障がい児理解教育合同講演会 日時▶1令和5年3月予定



インフォメーション

NEWS

第56回 全国肢体不自由児者父母の会連合会全国大会 &
第53回 中国四国肢体不自由児者父母の会連合会岡山大会の報告

とき: 令和5年8月4日(金)~5日(土) / ところ: 岡山コンベンションセンター(岡山市北区駅元町14-1)

【大会1日目 8月4日(金)】

●情報交換会

滋賀チーム(3名)のテーブルには、岡山、千葉、長崎…(一部不明)の方々の合計8名の方が同席。様々な情報交換を行った。主には、各地のグループホームの設置状況の話題が上がりました。岡山地元の「うらじゃ」の踊りのアトラクションは大変盛り上がりしました。

【大会2日目 8月5日(土)】

●開会式/清水会長の挨拶

テーマは「住み慣れた地域で共生社会の実現」~障害者理解を進め、本人も家族も生き生きとした人生を送るために~で、どんなに障害が重くても、住み慣れた地域で暮らし続ける。そのためには、様々な機能を揃え、医療的ケアにも対応できるグループホームが必要。制度の充実等を全肢連として訴え続けていきます、と挨拶されました。

●来賓挨拶/衆議院議員の橋本岳氏

祖父である橋本龍吾氏が全国肢体不自由児者父母の会連合会と深い関わりがあって、いろいろとご貢献をいただいたとのこと。龍吾氏自身が、脊髄カリエスの障がいがあり、足の長さ違うため、軍事教練ができなかった。身体が不

自由であっても、日本のために頑張ることはできないのかと、当時の文部省に座り込み、受験の機会を与えて欲しいと。障害者運動の先駆的な動きで奔走したお話が印象的でした。

●記念講演/「医療を上手に活用するには」

つばさクリニック岡山 中川ふみ氏

「訪問診療と往診の違いの話」「医療をうまく使うには」「医療を味方にするには」などの話を、具体的な事例を出しながら、分かりやすく話をされていたのが印象的でした。

●シンポジウム/「住み慣れた地域で共生社会の実現」

~障害者理解を進め、本人も家族も生き生きとした人生を送るために~

障害当事者の大江英貴さんと佐々木愛美さん、保護者の井柘陽子さんと長谷川真美さん、そして、きょうだいが障がいの齋藤姫華さんの5名のシンポジストを迎えて皆さんの心うちを話していただき、現状の課題などを共有しました。

●閉会式/大会決議文が読み上げられ、無事に閉会しました。



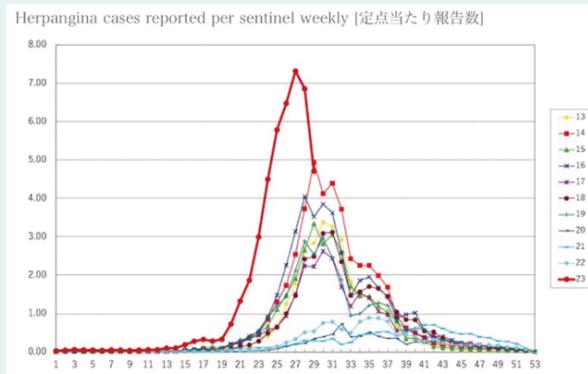
植松潤治医師プロフィール

湖北グループクリニック、かいつぶり診療所総院長
日本小児科学会専門医
日本小児神経学会専門医
日本リハビリテーション医学会認定臨床医

平成元年滋賀医科大学卒業、平成8年同大学院卒業、医学博士。日本小児科学会、日本小児神経学会、日本リハビリテーション医学会、日本児童青年精神医学会、日本重症心身障害学会所属。介護支援専門員。

Q 今なぜ「RS ウイルス感染症」と「ヘルパンギーナ」が大流行しているのでしょうか?

A ヘルパンギーナは、発熱と口腔粘膜に現れる水疱性の発疹を特徴とした急性のウイルス性咽頭炎であり、乳幼児を中心に夏季に流行します。いわゆる夏風邪の代表的疾患です。グラフを見ていただければ分かるように、毎年7月から9月をピークに流行しています。しかし、2021年2022年の夏は異常に流行が見られませんでした。それに対して、今夏は例年以上の大流行となっています。感染症専門家からは、コロナ感染症対策で行動制限があり、マスクの励行などの徹底した感染対策をしていたことで、元々かかるべき子どもたちがかからな



くて、集団免疫が落ちていところにコロナ5類相当で街全体が活動を活発化し、子どもたち同士の本来の密な接し方が戻ってきたことで、一気にいろんな感染症が子どもたちの中で広がっていると推察されています。今夏はコロナ感染症も終息したとは言えず、さらに猛暑で熱中症も多く、その見分けも難しくなっています。

集団免疫が落ちていることは間違いありません。子供のRSウイルスも同様に猛威を震っています。この冬のインフルエンザも同じ意味で要注意ですね。

縁の下の力もちサン

ご支援ありがとうございました!
令和3年11月~令和5年8月末分(順不同、敬称略)

寄付金

【湖南ホームタウン】奥野俊介、小島小百合、武宏平、中村寛實、武祥子
【湖北タウンホーム】井上拓也、森利政、高橋敏彦、川添喜美恵、中島秀和、虎姫地区赤十字奉仕団、蟻深亮太
【父母の会】ヴォーリス学園

物品ご寄付
書き損じハガキを含む

【湖南ホームタウン】北村章、情報労連滋賀県協議会、氏田るみ
【湖北ホームタウン】角田味栄子、渡辺祥子、近藤猛、榎本祐子、真柄洗業、国友工業株式会社、株式会社ライフ、明電興産株式会社、ワタキューセイモア株式会社、ケムコ商事株式会社、虎姫地区赤十字奉仕団、小山商会、大石友子、びわこ学院大学 高橋容子、湧口清美、蟻深亮太、特別養護老人ホーム 清風荘、田中啓子、河本文教福祉振興会、ふくらの森、米澤とや子、林さつき、ミールサービスたにぐち

ボランティア

【湖南ホームタウン】吉身学区社会福祉協議会ボランティア部会、車椅子レクダンス矢車草の会、マナビィ滋賀、青人草、近代大正琴なごみ会、村山晴美、饗庭夏生、芝田規子、林田博恵、寺井美耶、中村洋司、飯田勝栄、宮川明子、織田阿暉子、志賀まさ子、ジョン・リー、土井久枝、青木喜佐恵、中谷由紀子、御子芝貴美子、竹若重勝、吉田佐代子、池田芳子
【湖北タウンホーム】古脇慶子、赤井淑子、伊藤ゆき彥、横山博志、西川桂子、古山富美子、デルロサリオ恵美、竹越悦子、横田美穂子、虎姫児童民生委員、虎姫地区赤十字奉仕団、長浜市社会福祉協議会



書き損じハガキが
ございましたら、
父母の会事務局まで
よろしく願います。

4コマ漫画で見る

障害者権利条約ってなに？

シリーズ第39回目

叶えられると信じています！

イラスト:るーしー小林

教育の機会が、平等であることは当然の権利として、この条約ではさらに深くその権利を保障しなければならないとしています。障害者があらゆる段階で“質の高い”教育を、“生活する地域で”受けられること、“生涯学習も確保”すると定めています。

教育の質は、人の生活の質に直結します。障害者が学びたい気持ちをあきらめず、生涯通じて学ぶことで、より良い生活を実現できる社会となることを信じています。



障害者権利条約から部分的に抜粋してご紹介します。

第24条 教育

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。
(a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
(b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限まで発達させること。
(c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
(a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
(b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。
(c) 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。
(d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。
(e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。
- 3 締約国は、障害者が教育に完全かつ平等に参加し、

- 及び地域社会の構成員として完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。このため、締約国は、次のことを含む適当な措置をとる。
(a) 点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式並びに定位及び移動のための技能の習得並びに障害者相互による支援及び助言を容易にすること。
(b) 手話の習得及び聾社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。
(c) 盲人、聾者又は盲聾者(特に盲人、聾者又は盲聾者である児童)の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。
- 4 締約国は、1の権利の実現の確保を助長することを目的として、手話又は点字について能力を有する教員(障害のある教員を含む。)を雇用し、並びに教育に従事する専門家及び職員(教育のいずれの段階において従事するかを問わない。)に対する研修を行うための適当な措置をとる。この研修には、障害についての意識の向上を組み入れ、また、適当な意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式の使用並びに障害者を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れるものとする。
- 5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。



編集後記

コロナの影響で親戚の集まりを控えておられた方も、今年のお盆は台風の心配がございましたが、久々に集まれた方も多くおられたかと思えます。

私も久々に親戚の集まりがあり、今回はいとこを含めその子どもまで大勢で集まることになりました。私の息子は障がい児で、大勢の親戚の集まりに行くことは今回が初めてでした。正直、初めて出会う息子をどう思われるのだろうかかと心配と不安でいました。当日は総勢20人をこえる集まりとなり、子ども達は一人ずつ自己紹介をしていこう、という運びになりました。息子の番になり、代わりに私が紹介をすると、自然とみんなから拍手をいただきました。多くを語らずとも、息子のことをみんなが守ってくれているという気持ちになりました。息子と私にとって、忘れることのないお盆となりました。

【編集人】

社会福祉法人 滋賀県障害児協会

〒524-0022 滋賀県守山市守山町168-1 かいつぶりハウス内
[TEL]077-514-1685 [FAX]077-514-1702
[URL]http://www.open-mind.jp
[E-MAIL]kaitsuburi@open-mind.jp

滋賀県障害児者と父母の会連合会

〒524-0022 滋賀県守山市守山町168-1 かいつぶりハウス内
[TEL]077-583-6395 [FAX]077-514-1702
[URL]http://www.open-mind.jp/about_fubo/
[E-MAIL]info2005@open-mind.jp



いつも元気でね健診

かいつぶり診療所では、障がいのある子どもを育てるご家族を対象に、血圧・血液検査などの健康診断を行なっています。保育・療育完備です。詳しくは下記までご連絡下さい。

お申込・お問い合わせはかいつぶり診療所まで

TEL:077-514-1715

